附則第二十一条第一項第一号の表に次のように加える。

八　宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、いわき市、相馬市、南相馬市、伊達郡川俣町、相馬郡新地町及び同郡飯舘村	農家数	農林業センサス規則によつて調査した平成二十二年二月一日現在における農家（農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）による改正前の農地法第二条第七項に規定する農業生産法人を含む。）の数に、〇・八五五を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	戸
九　岩手県、宮城県、福島県	農家数	当該県の区域内の市町村に係る農家数（ただし、この表第八項に定める市町村については、同項の測定単位の数値の算定方法の欄に定める方法によつて算定した数とする。）の合計数	戸
十　岩手県、宮城県、福島県	水産業者数	海面に係る水産業者の数（漁業センサス規則によつて調査した平成二十年十一月一日現在における漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数）と内水面に係る水産業者の数（漁業センサス規則によつて調査した平成二十年十一月一日現在における湖沼漁業経営体数と漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数の合計数）にそれぞれ〇・八四五を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した数とする。	人

附則第二十一条第一項第二号中「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県」を「福島県」に改め、同号算式の符号Cを次のように改める。

C　福島県の平成28年1月1日現在の住民基本台帳登載人口を、福島県の平成22年9月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成22年10月1日現在の外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下五位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。）

附則第二十一条第一項第五号を次のように改める。

五　特定被災地方公共団体のうち、双葉郡双葉町の「小学校費」で学級数及び学校数を測定単位とするもの並びに「中学校費」で学級数及び学校数を測定単位とするものに係る学級数急減補正係数及び学校数急減補正係数については、それぞれ第十六条第一項の表市町村の項第二号算式の符号D及び同項第三号算式の符号D中「3年前の」とあるのは「平成22年」とし、双葉郡双葉町及び同郡葛尾村の「小学校費」で学校数を測定単位とするもの並びに「中学校費」で学校数を測定単位とするものに係る学校数急減補正係数の算定については、第十六条第一項の表市町村の項第三号算式の符号E中「4年前の」とあるのは「平成22年」とし、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡双葉町、同郡浪江町及び同郡葛尾村の「小学校費」で学校数を測定単位とするもの並びに「中学校費」で学校数を測定単位とするものに係る学校数急減補正係数の算定については、第十六条第一項の表市町村の項第三号算式の符号F中「5年前の」とあるのは「平成22年」とする。

附則第二十一条第一項第六号中「特定被災地方公共団体の市町村の」を「特定被災地方公共団体のうち、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡新地町及び同郡飯舘村（以下「小学校費等特例対象団体」という。）の」に「双葉郡浪江町以外の特定被災地方公共団体」を「双葉郡浪江町以外の小学校費等特例対象団体」に改め、同号算式の符号Dを次のように改める。

D　当該市町村の平成28年1月1日現在の住民基本台帳登載人口を、当該市町村の平成22年9月30日現在の住民基本台帳登載人口及び国勢調査令によつて調査した平成22年10月1日現在の外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下五位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入し、次の表に掲げる経費の種類ごとにそれぞれ同表に定める率を超えるときは、同表に定める率とする。）

経費の種類	率
小学校費	0.93539
中学校費	0.97499
高等学校費	0.94903
その他の教育費	0.84640